

公 示 日 : 2021 年 4 月 28 日

調達管理番号 : 21a00060

国 名 : ベトナム

担 当 部 署 : ガバナンス・平和構築部 STI・DX 室

案 件 名 : ベトナム国サイバーセキュリティに関する能力向上プロジェクト (ISAC 設立支援アドバイザー業務)

## 1. 担当業務、格付等

- (1) 担 当 業 務 : ISAC 設立支援アドバイザー
- (2) 格 付 : 2 号
- (3) 業 務 の 種 類 : 専門家業務

## 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021 年 6 月下旬から 2022 年 1 月下旬
- (2) 業務 M/M : 現地 1.33M/M、国内 0.75M/M、合計 2.08M/M
- (3) 業務日数 :

- ・ 国内準備/整理作業期間 15 日
- ・ 現地業務期間 40 日 (渡航 4 回)

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、各派遣時期は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

## 3. 競争参加資格

業務実施契約(単独型)公示にかかる競争手続き(2021年2月3日公示以降)の

2. (2)積極的資格制限を以下の通りに変更します。

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf)

### (1) 積極的資格制限

#### 1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

#### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

#### 3) 財務状況の健全性

法人としての財務状況に特に問題がないと判断されること。

#### 4) 秘密情報保全

業務の履行に当たり、秘密情報保全の適切な体制が構築・保障(親会社等に対する秘密情報の伝達・漏洩がないことの保障を含む。)されている法人

であると判断されること。また、主要な本業務の業務従事者について、秘密情報を扱うにふさわしい者であると判断されること。

※個人コンサルタントの応募を不可とします。

## (2) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件を確認するため、以下の要領で競争参加資格確認申請書の提出を求めます。

1) 提出期限： 2021年5月12日(水)正午まで

2) 提出方法： 下記「4.(4)提出方法」参照

3) 提出書類：

a) 競争参加資格確認申請書(別添：様式)

b) 全省庁統一資格申請結果通知書(写)

c) 財務諸表(決算が確定した過去3会計年度分)

d) 秘密情報の取扱いにかかる競争参加者の社内規則

e) 競争参加者に係る親会社・子会社等の資本関係等に係る関係図

競争参加者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の競争参加者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者の一覧及び競争参加者との資本又は契約(名称の如何を問わない何らかの合意を言い、間接契約、第三者間契約等を含む。)関係図とします。

f) 競争参加者の発行済株式の1%以上を保有する株主名、持株数、持株比率

g) 競争参加者の取締役(監査等委員を含む。)の略歴

h) 情報セキュリティに関する資格・認証等(取得している場合)

4) 追加資料提出の指示：

競争参加資格要件、特に「財務状況の健全性」及び「秘密情報保全」に係る資格要件の確認・審査において、上記提出資料のみでは判断がつかない場合には、提出期限を提示して、追加資料の提出を求めることがあります。

提示された提出期限までに追加資料の提出がなかった場合には、当該競争参加者の競争参加資格を認めないとする場合があります。

5) 確認結果の通知：

競争参加資格要件の確認結果は、2021年5月19日(水)までに、メールにて通知します。

6) 業務従事者にかかる資格確認：

業務従事者個人に係る「秘密情報を扱うにふさわしい者であるか否か」の確認については、プロポーザルに含まれる業務従事者の履歴書等をも

って確認します。このため、当該部分の競争参加資格要件については上記6)の確認結果の通知においても保留され、プロポーザルの評価過程で実施されることとなります。このため、業務従事者に係る関係情報についても、上記5)と同様の方法にて、追加情報の提供を求めることがあります。

#### 4. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：5月26日(水) (12時まで)
- (4) 提出方法：電子データのみ

➤ 専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf)

なお、JICA 本部1階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知：2021年6月11日(金)までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・  
選考の上、契約交渉順位を決定します

#### 5. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ① 業務実施の基本方針 16点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
  - ① 類似業務の経験 40点
  - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
  - ③ 語学力 16点
  - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務	ISAC 設立・運営に係る各種業務 途上国のセキュリティ機関設立支援・国際連携
対象国／類似地域	ベトナム／全途上国
語学の種類	英語

## 6. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：上記「3.競争参加資格」に定める競争参加資格要件の確認結果にて資格無しと判断されたもの
- (2) 必要予防接種：特になし

## 7. 業務の背景

サイバーセキュリティを取り巻く環境は、世界的に急速に変化しており、そのリスクは甚大化し、グローバルレベルのものとなっている。多くの国において、国家や重要インフラ（交通、エネルギー、医療、金融等）に対する「サイバー攻撃」が現実のものとなり、サイバーセキュリティの確保は、特にサイバー攻撃に対する十分な予防策がとられてこなかった途上国において国家的課題となっている。

ベトナム社会主義共和国（以下、「ベトナム」）においては、2014年からセキュリティインシデントの数が急激に増加しており、2016年にはフィッシング攻撃、ウェブサイト改ざん、マルウェア等確認されているもので12万件を超えている。その後、2019年には上記3種類のサイバー攻撃件数は5千件程度となっている（Asia Pacific Computer Emergency Response Team）。さらに、マルウェア（悪意のあるソフトウェア）感染は年々増加し、特に、ソーシャルネットワークを介した被害が増大している。オンラインフィッシングも依然として蔓延しており、多くのユーザが情報セキュリティへの過信と不注意から、経済的損失を被っている。個人情報漏洩も著しく、銀行・金融・電子商取引において、ユーザに経済的損失をもたらしたインシデント数は増加している。

ベトナムでは11ある重要情報インフラのセキュリティ対策の責任は所管省庁にあるが、対策は進んでいない。そのような状況において、ベトナム情報通信省（Ministry of Information Communications、以下「MIC」）配下の情報セキュリティ局（Authority of Information Security、以下「AIS」）は各省庁を中心としたそれぞれのセクターにおける国営企業と任意参加の民間企業をつなぐ情報共有体制（Information Sharing and Analysis Center。以下「ISAC」）を構築することを計画している。優先度の高いセクターを最初のISACの分野として選ぶとのことであるが、特に急務と考えているのは情報通信セクターと金融セクターである。AIS内のViet Nam Computer Emergency Response Team コーディネーションセンター（以下「VNCERT/CC」）が中心となったComputer Security Incident Response Team（以下「CSIRT」）ネットワークは既に存在しており、参加企業の窓口にはそれぞれのCSIRTが存在しているが、その情報共有が十分になされていないためISACの立ち上げが求められている。また、将来的には、国内の

セクター別 ISAC だけではなく、ASEAN 地域における国際的な情報共有体制の構築を目指している。

ベトナム「サイバーセキュリティに関する能力向上プロジェクト」（以下「プロジェクト」）では、AIS に対して、サイバーセキュリティに関する品質管理・事前対応・事後対応能力強化にかかる支援を行っており、AIS のサイバーセキュリティ対応能力の向上を図り、もってベトナム政府のサイバー攻撃耐性の向上に寄与することを目指している。本プロジェクトは 2019 年 6 月に開始され、2022 年 3 月に完了予定で進行中である。

本業務もプロジェクト活動の一環であり、サイバーセキュリティに関する事前対応能力強化に資するものである。

## 8. 業務の内容

本業務従事者は、赴任中の長期専門家（サイバーセキュリティ／業務調整）と協力のもと、我が国における ISAC 設立・運営の経験と教訓を踏まえて、AIS に対して ISAC の設立および運営に関する技術的指導・助言を行う。業務の目的は、本業務従事者の指導と助言により、AIS が求めている ISAC の要件が明確になり、特定のセクターについての ISAC を設立する準備を支援することである。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### （１）国内準備期間（2021 年 6 月下旬）

- ① 既存のプロジェクト活動に関する報告書、ベトナム政府作成の関連報告書等を参照し、ベトナムにおける ISAC 設立に関する現状と課題を把握する。
- ② 現地における業務内容を整理したワークプラン（英文）を作成し、長期専門家・短期専門家（キャリア開発計画）の合意を得る。

### （２）第 1 次現地業務期間（2021 年 7 月中旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA ベトナム事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画を説明する。
- ② AIS からベトナムにおける ISAC 設立に関するヒヤリングを行い、状況を把握し、解決すべき課題を抽出する。
- ③ 重要情報インフラ防御の優先度を分析し、最初に設立する ISAC のセクターの絞り込みを支援する。
- ④ 第 2 次派遣時に実施する ISAC 設立準備ためのワークショップの調整・準備を行う。なお、ワークショップの参加者リスト作成・調整等は、AIS の担当者が中心となり、現地プロジェクトオフィスも協力して行う。

ISAC としての活動を望めるセクターと人材を見極めるために、絞り込んだ数個のセクター（例：金融、テレコム、モバイル等）の代表者がワークショップに参加するための AIS が行う調整を支援する。

- ⑤ JICA ベトナム事務所、各専門家に現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

(3) 第 1 次国内整理期間（2021 年 8 月上旬）

第 1 次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA ガバナンス・平和構築部に提出し、報告する。

(4) 第 2 次国内準備期間（2021 年 8 月中旬）

- ① 現地における業務内容を整理したワークプラン（英文）を作成し、長期専門家・短期専門家（キャリア開発計画）の合意を得る。
- ② ワークプランを JICA ガバナンス・平和構築部に提出する。
- ③ 第 2 次派遣時に実施する ISAC 設立準備のためのワークショップの調整・準備を行う。ワークショップにおいて、日本の ISAC 設立・運営の知見と経験を共有するための準備を行う。

(5) 第 2 次現地派遣期間（2021 年 8 月下旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA ベトナム事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画を説明する。
- ② AIS と協力して ISAC 設立準備のためのワークショップを開催する。ただし、ワークショップの会場手配・参加者の招待等は赴任中の長期専門家と AIS が協力して準備する（本業務従事者業務スコープ外）。ワークショップには、情報通信省の関係部署や設立候補として絞り込んだセクターの国営企業、民間企業など関係機関も広く参加し、意見を交換する。ワークショップにおいては以下が期待されている。
  - (ア)日本の ISAC 設立の経験や教訓をセミナー形式で共有する。
  - (イ)プロジェクトにおいて、周辺国の ISAC の状況を調査する予定であり、同ワークショップにおいて調査結果を共有する可能性がある。
  - (ウ)グループワーク等を実施し、ISAC の目的・組織案・活動案等を作成する。
- ③ JICA ベトナム事務所、各専門家に現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

(6) 第 2 次国内整理期間（2021 年 9 月上旬）

第 2 次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA ガバナンス・平和構築部に提出し、報告する。

（7）第 3 次国内準備期間（2021 年 9 月中旬）

- ① 現地における業務内容を整理したワークプラン（英文）を作成し、長期専門家・短期専門家（キャリア開発計画）の合意を得る。
- ② ワークプランを JICA ガバナンス・平和構築部に提出する。

（8）第 3 次現地派遣期間（2021 年 10 月上旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA ベトナム事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画を説明する。
- ② 第 2 次現地業務で実施したワークショップの結果を踏まえて、設立する ISAC のセクター決定を支援する。
- ③ 決定したセクター ISAC 設立のためのワーキンググループ（WG）の立ち上げを支援する。また、設立後の WG 運営も AIS が主体的に運営する前提として AIS 及び WG 関係者への指導を行う。
- ④ 立ち上げた WG において、ISAC の目的・組織・活動・規約等の案作成、設立計画作成を支援する。
- ⑤ JICA ベトナム事務所、各専門家に現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

（9）第 3 次国内整理期間（2021 年 10 月下旬）

第 3 次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA ガバナンス・平和構築部に提出し、報告する。

（10）第 4 次国内準備期間（2021 年 11 月上旬）

- ① 現地における業務内容を整理したワークプラン（英文）を作成し、長期専門家・短期専門家（キャリア開発計画）の合意を得る。
- ② ワークプランを JICA ガバナンス・平和構築部に提出する。

（11）第 4 次現地派遣期間（2021 年 11 月中旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA ベトナム事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画を説明する。
- ② ISAC 設立のための WG の運営方法等について指導する。
- ③ 立ち上げた WG において、ISAC の目的・組織・活動・規約等、設立計画の見直しを支援する。

- ④ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言などを含む現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、関係者に対して報告会を行う。
- ⑤ JICA ベトナム事務所、各専門家に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告する。

(12) 第4次国内整理期間（2021年11月下旬）

- ① 専門家業務完了報告書（和文）を作成し、長期専門家・短期専門家（キャリア開発計画）の合意を得る。
- ② 専門家業務完了報告書（和文）を JICA ガバナンス・平和構築部に提出し、報告する。

(13) 帰国後整理期間（2021年12月上旬）

専門家業務完了報告書（和文）を監督職員に報告する。

## 9. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (ア) 業務ワークプラン（全体及び各派遣時）  
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。  
英文3部（JICA ガバナンス・平和構築部、JICA ベトナム事務所、C/P 機関へ各1部）
- (イ) 現地業務結果報告書  
各派遣時及び派遣終了時。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。  
英文3部（JICA ガバナンス・平和構築部、JICA ベトナム事務所、C/P 機関へ各1部）  
和文2部（JICA ガバナンス・平和構築部、JICA ベトナム事務所へ各1部）  
第4次現地業務結果報告書（英文）には以下を盛り込み、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。  
・ ISAC 設立・運用に関する助言と提言
- (ウ) 専門家業務完了報告書（和文3部）  
2021年12月10日までに提出。  
現地派遣期間中／国内作業期間中の業務報告書（和文）を、JICA ガバナンス・平和構築部及び JICA ベトナム事務所に提出し、報告する。

## 10. 見積書作成に係る留意点



本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate\\_202103.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf)

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。  
航空経路は、日本⇒ハノイ⇒日本を標準とします。

## 11. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、業務日数、渡航回数は 2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。

#### ② COVID-19 の影響

COVID-19 の状況を鑑みて、渡航できない場合はオンラインでの指導および助言に切り替える場合があります。渡航かオンラインかの判断については、第 1 次現地業務については契約交渉時、以降の現地業務に関しては渡航予定時期の 2 ヶ月前に判断することとします。また、渡航時には現地到着および日本帰国直後に隔離期間が求められることがあります。2021 年 4 月時点での渡航措置においては、ベトナム入国後 1 カ月間の隔離が義務付けられています。JICA 本部および JICA ベトナム事務所 の指示に従ってください。

#### ③ 現地での業務体制

##### ● 日本側

当機構の国際協力専門員（ICT 分野）がチーフアドバイザーを務めており、日本から遠隔でプロジェクトに対してアドバイスを行っています。現地には長期専門家（サイバーセキュリティ／業務調整）が派遣されており、プロジェクトの全活動に関して AIS と調整を行っています。また、短期専門家（キャリア開発計画）1 名がサイバーセキュリティに関するキャリア開発計画・研修業務のために、短期派遣を繰り返しています（2020 年は COVID-19 の影響で派遣できず、オンラインで対応）。

キャリア開発計画業務はプロジェクトにおいて中心となる活動であり、本業務もキャリア開発計画の中で必要とされた能力強化の一環となります。そのため、チーフアドバイザーや長期専門家とともに、キャリア開発計画の短期専門家とも密に連携を取ることが重要です。

ワークショップやワーキンググループに関する各種調整は、長期専門家を含む現地プロジェクトオフィスも協力して実施し、AIS 内の承認取り付け、会場手配、案内配布、当日準備、日当・謝金支払いは本専門家のスコープ外とします。

- ベトナム側

AIS の副局長がベトナム側の現場のリーダーとして、長期専門家と連携して、日々のプロジェクト運営を行っています。そのため、長期専門家と協力して同副局長の協力を得ることが重要です。

ISAC 設立のためのワークショップやワーキンググループの設立・運営、その他の調整等は、AIS 内の国家サイバーセキュリティセンター（NCSC）の職員 4 名が中心となって行います。

④ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：JICA ベトナム事務所による便宜供与あり
- イ) 宿舎手配：第 1 次現地業務の到着時のみ、JICA ベトナム事務所による便宜供与あり
- ウ) 車両借上げ：なし。ハノイ市内を移動する手段はタクシーとし、そのための交通費は実費精算する。
- エ) 通 訊 備 上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：第 1 次現地派遣開始時における C/P 機関との協議についてのみ、長期専門家（サイバーセキュリティ／業務調整）がスケジュールアレンジ及び同行を行う。
- カ) 執務スペースの提供：情報通信省内における執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を当 JICA ガバナンス・平和構築部 STI・DX 室（TEL:03-5226-8311）にて配布します。
  - ・ 詳細計画策定調査報告書
- ② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
  - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
  - イ) 提供依頼メール
    - ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
    - ・ 本 文：以下の同意文を含めてください。  
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な

な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② ISAC の設立支援業務のため、日本国内において ISAC 設立および運営の経験と ISAC に関する深い知識を有することが必要です（特に、ベトナムが最初に設立すべきと考えている重要分野である ICT や金融が望ましい）。また、ベトナムを含む発展途上国における情報・サイバーセキュリティに関する支援（セキュリティ機関の立ち上げ支援等）の経験があることが望ましいです。
- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所及び在ベトナム日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ④ 90 日を超える派遣においては、公用旅券での入国が必要となります。
- ⑤ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑥ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑦ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上

(別添:様式)

## 競争参加資格確認申請書

20 年 月 日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 殿

《全省庁統一資格業者コード》  
《コンサルタント等の名称》  
《代表者名》印

〇〇〇〇年〇月〇日付で公示のありました「〇〇〇国《案件名》」への参加を希望します。

つきましては、当社の必要な競争参加資格について確認されたく、申請します。

以上

### 【別添】

1. 全省庁統一資格申請結果通知書（写）
2. 財務諸表（決算が確定した過去3会計年度分）
3. 秘密情報の取扱いにかかる競争参加者の社内規則
4. 競争参加者に係る親会社・子会社等の資本関係等に係る関係図
5. 競争参加者の発行済株式の1%以上を保有する株主名、持株数、持株比率
6. 競争参加者の取締役（監査等委員を含む。）の略歴
7. 情報セキュリティに関する資格・認証等（取得している場合）